

《目次》

1. (株)R-VEL<レーベル>での「ネイル依頼やまつ毛エクステンション施術依頼に関する誓約書」の規定が改善されました！
2. 上野クリニックに対して、ホームページでの包茎治療料金例等の表示改善を求めました！
3. 三井ホームエステート(株)に対する差止請求訴訟(控訴審)、第3回期日の傍聴及び説明会のご案内
4. 事案別検討体制 スタート
5. 消費者シンポジウム 第3弾の開催報告
6. 消費者庁委託事業を消費者機構日本が落札しました！
7. 適格消費者団体のホームページより《11月1日～12月11日更新分》

1. (株)R-VEL<レーベル>での
「ネイル依頼やまつ毛エクステンション施術依頼に関する誓約書」
の規定が改善されました！

消費者機構日本は、消費者からの情報提供に基づき、株式会社 R-VEL<レーベル>（以下「当該事業者」という。）が運営するエステサロンのネイル依頼やまつ毛エクステンション・まつ毛パーマ施術依頼の誓約書を検証した結果、当該誓約書にある免責条項（第3条）が「当該事業者の損害賠償責任の全てを免除すること」を定め、消費者契約法第8条1項1号及び3号に該当することを確認しました。

このため、当該免責条項の削除・改善を当該事業者へ申入れし（2012年6月27日付け）、当該免責条項を削除し、誓約書を改善されました（2012年10月29日）。

【誓約書の当該免責条項の改善申入れと改善内容<概要>】

改善申入れ内容	改善内容 (改善後の誓約書内容)
<p>貴社のネイル依頼や、まつ毛エクステーション及びまつ毛パーマ（以下「まつ毛エクステーション」という。）施術依頼の誓約書における次の規定は、貴社の損害賠償責任の全ての免除を定めており、消費者契約法第8条1項1号及び3号に該当し、無効ですので削除してください。</p> <p><ネイル依頼の誓約書> 第3条 免責条項 前第2条の説明を十分に受けた後、自らの意思に基づき、自らの責任でネイルを実施する。よってその結果、万一身体症状に何らかの異常が発生しても「R-VEL」が民事刑事その一切の責任を負わないことにつき了承し、「R-VEL」に対する一切の請求権を放棄します。</p> <p><まつ毛エクステーション施術依頼の誓約書> 第3条 免責条項 上記の内容に許諾し、自らの意思に基づき、自らの責任でまつ毛エクステーションを実施する。 よってその結果、万一身体症状に何らかの異常が発生しても「R-VEL」が民事刑事その一切の責任を負わないことにつき了承し、「R-VEL」に対する一切の請求権を放棄します。</p>	<p>左記、免責条項は削除した（提出した改善後の誓約書のとおり）</p>

★ 詳細は当機構ホームページ (http://www.coj.gr.jp/zesei/topic_121206_01.html) を参照ください。

**2. 上野クリニックに対して、
ホームページでの包茎治療料金例等の表示改善を求めました！**

消費者機構日本では、「上野クリニック」（以下「当該医院」という。）の包茎治療では、「当該医院のホームページで表示している料金例を大きく上回る高額費用が発生する」という、消費者からの情報提供を踏まえ、同ホームページの料金表示内容（「表示価格」。以下同様。）等を検証した結果、当該表示内容が景品表示法第4条1項2号の有利誤認表示に該当する不当表示の可能性が考えられました。

このため、同ホームページでの包茎治療料金例等の表示内容について、消費者に誤認を招かない内容（実際に必要とする費用が容易に理解可能な内容）へ改善するよう、2012年9月27日付けで当該医院へ申入れしました。

なお、同ホームページで表示している料金例（2012年9月27日時点）及び消費者からの情報提供内容等の概要は次のとおりです。

<当該医院のホームページで表示している包茎治療の料金例等の概要>

包茎治療料金一覧表として

手術名	料 金	手術名	料 金	手術名	料 金
包茎手術 (ナイロン糸)	¥75,600	包茎手術 (吸収糸)	¥105,000	修正再手術	¥157,500

料金例 通常の包茎手術に加えて、美容形成で形を整えた場合として

包茎手術 (ナイロン糸) ¥75,600 + 美容整形手術 (亀頭直下デザイン縫合) ¥115,500
+ パワーアップ治療 (亀頭強化・インプラント製剤1本) ¥157,500 = **合計金額 ¥348,600**

※美容形成を行った場合の平均的な料金の参考例です。包皮の状態や施術の内容により料金は変動します。

<消費者からの情報提供等の概要>

- 診察・カウンセリングでの説明の結果、美容形成手術やパワーアップ治療の内容によっては包茎治療料金が100万円前後に達した。
- なお、当該医院で診察・カウンセリングを受けたのちに、その日のうちに包茎治療を契約し、そのまま手術を受けた。

★ 詳細は当機構ホームページ (http://www.coj.gr.jp/zesei/topic_121121_01.html) を参照ください。

★ なお、当該医院に限らず、包茎手術費用に関する消費者からの相談やトラブルが発生していることから、その具体的な事例（国民生活センターのADR事案や東京都消費者被害救済委員会での紛争事案）を“消費者への注意喚起情報”として、当機構ホームページに別に掲載しています (http://www.coj.gr.jp/outerzesei/topic_121121_01.html)。

3. 三井ホームエステート(株)に対する差止請求訴訟(控訴審) 第3回期日の傍聴及び説明会のご案内

消費者機構日本の三井ホームエステート(株)に対する差止請求訴訟の控訴審が、東京高等裁判所で行われています。

本件訴訟（控訴審）の第3回期日が下記要領で開催されますので、ご案内いたします。控訴審は今回の期日で結審し、その後、判決の言い渡しが行われる予定となっておりますので、是非、傍聴をご検討ください。また、第3回期日終了後には当日の裁判内容に関する説明会を開催いたします。

<第3回期日について>

- ◇日 時：2013年1月15日（火） 午後2時30分～
- ◇場 所：東京高等裁判所第7民事部 511号法廷

※同法廷は、東京高等・地方・簡易裁判所合同庁舎の5階にあります。

<説明会について>

第3回期日終了後、当日の裁判内容に関する説明会を開催します。当機構の訴訟代理人から控訴人（当機構）、被控訴人（三井ホームエステート株）の両当事者の主張等を、わかりやすく説明していただきます。説明会の日時、場所は下記のとおりです。

◇日 時：2013年1月15日（火） 第3回期日終了後（午後3時ごろ開始予定）

◇場 所：東京弁護士会 会議室の予定

※弁護士会館は東京家庭・東京地方・東京簡易裁判所合同庁舎（法務省合同庁舎C棟）の横の建物です。裁判終了後、会議室に移動していただきます。

<傍聴及び説明会への参加について>

第3回期日の傍聴及び説明会への参加について、事前に人数を確認させていただきたいと思っております。傍聴・説明会への参加をご希望の方は、下記①～③について、当機構の事務局宛（メールsaitou@coj.gr.jp、FAX03-5216-6077）に、2013年1月10日（木）までにご連絡ください。

- ①所属
- ②お名前
- ③電話番号・メールアドレス

4. 事案別検討体制 スタート

消費者機構日本では、消費者や会員団体等からの情報提供を受けた事案について、被害情報対応委員会のワーキンググループで検討を行い、約款や勧誘行為等の差止請求につなげています。

ワーキンググループは、主に分野ごとに分担して事案の検討をすすめ、1回の会議で3～8事案ほどの検討を行っています。そのため、検討すべき論点が多岐にわたる事案については、何回もの会議にわたって検討をすることになり、長期の検討期間を要しています。

その点の改善を目指して、今回、試行的に事案別の検討体制をスタートすることとしました。

情報提供を受けた事案のうち、検討に時間を要しそうなもの等について、その事案の検討をするためのチームを結成するという方法です。具体的には、個人正会員、協力会員の皆様に、事案の要旨をお知らせし、検討に参加を希望される方によって検討チームをたちあげます。ただし、かならず、法律専門家に複数名、消費生活の専門家にお一人以上参加いただくことが必要としています。

この事案別検討チームで、申し入れ書等の起案を行い、ワーキンググループのひとつとしてあらたに設置した確認ワーキンググループでの検討・確認の後、理事会に提案して確定していくという流れになります。

現在は、これまで検討していた事案の中から、不動産賃貸借契約に係る事案2件と航空券のキャンセル料金に係る事案1件について、都合3つの検討チームが立ち上がっています。これらの事案は、これまで第3ワーキンググループで検討されていた事案であり、検討に参加していたメンバーで検討チームを結成しました。

今後の新しい事案からは、上記のように、個人正会員・協力会員の皆様に検討チームへの参加をお呼びかけしますので、ぜひ、参加をご検討いただければと思います。

5. 消費者シンポジウム 第3弾の開催報告

1. 会議名称 みんなで作ろう!! 『集団的消費者被害回復訴訟制度』
2. 開催日時 2012年12月5日(水) 14:00~16:30
3. 場所 主婦会館プラザエフ地下2階 クラルテ
4. 参加者数 83名
5. 主催団体 「集団的消費者被害回復のための訴訟制度」
早期創設運動 実行委員会 (43団体)



6. 開催目的

今回は、2011年開催の2回(3月10日と12月7日)のシンポジウムに続く企画で、消費者庁が法案化作業を進めている「集団的消費者被害回復に係る訴訟制度」に焦点をあて、この制度の早期創設を求めるとともに、消費者の立場から望ましい制度のあり方や担い手となる特定適格消費者団体への支援などについて考えるために開催。

7. 開催概要

(1) 開催挨拶

早期創設運動を呼びかけた全国消費者団体連絡会より、河野康子事務局長が開会挨拶を行ない、先の第180通常国会では集団的消費者被害回復に係る訴訟手続に関する法律案(仮称)が提出に至らなかったことに触れ、改めてこの制度の早期創設を求める運動のスタートにしたいと呼びかけました。

(2) 寸劇で知る訴訟制度案のあらまし

コープとうきょう、東京消費者団体連絡センター、消費者団体千葉県連絡会と消費者機構日本からの計7名の出演で、学納金返還をモデルに訴訟制度の流れをまとめた寸劇が披露されました。この訴訟制度が機能する典型的な例を題材に、制度の仕組みや手続きの流れを説明しました。出演者の熱演に、会場は時折笑いにつつまれました。

(3) 消費者庁報告

消費者庁消費者制度課の堀井奈津子課長より、制度創設の背景・検討の経緯、消費者庁が2012年8月に公表した制度案の概要と主な論点などについて解説をいただきました。米国のクラス・アクションとの違いや、事業者が懸念する濫訴が回避される仕組みになっていることについても丁寧に説明いただきました。

(4) パネルディスカッション

パネルディスカッションでは、コーディネーターを宮城朗弁護士、パネリストを消費者庁：堀井奈津子課長、(NPO)埼玉消費者被害をなくす会：池本誠司弁護士、(公社)全国消費生活相談員協会：石田幸枝さん、(公社)日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会：大谷聖子さんに務めていただきました。その中では、①消費者側から見た制度の必要性、②事業者側から見た制度に対する懸念、③制度への期待と要望、④特定適格消費者団体が活用しやすい制度について、会場からの提出いただいた質問・意見への回答も交えながら、意見交換を行ないました。消費者側からは、特定適格消費者団体への支援を求める声などのほか、制度の早急な成立を求める意見が強く出されました。

(5) シンポジウムアピールの採択

制度の早期創設と特定適格消費者団体への支援の具体化を求めるアピールが、主催団体よりあいち消費者被害防止ネットワークの外山理事・事務局長によって読み上げられ、参加者の賛同を得て採択されました。

(6) 閉会挨拶

主催団体を代表して神奈川県消費者団体連絡会の丸山事務局長が、次期通常国会での早期法制化に向け、各種要請行動を行おうとの行動提起を行ない、これをもって閉会挨拶としました。

6. 消費者庁委託事業を消費者機構日本が落札しました！

消費者庁から、平成 24 年 10 月 24 日付で「消費者のための訴訟制度普及啓発事業運営（関東地方）」の入札公告がなされました。事業の目的について、添付の「仕様書」は以下のように記しています。

2. 目的

- (1) 現在、差止請求権の行使による消費者団体訴訟制度の施行から 5 年が経過したところであるが、同制度は、一般国民の認知度が低く、国民にとって身近な存在とは言い難い状況。
- (2) 消費者庁としては、適格消費者団体が事業者への改善申入れを行い実際に改善に至った事例や差止請求の対象となる消費者契約法の裁判例を紹介するなどして、消費者団体訴訟制度及び消費者契約法の認知度を高めるとともに、消費者団体訴訟制度について更なる活用を促していくことが必要。
- (3) また、消費者庁において検討中の被害回復制度では、適格消費者団体の中から必要な要件を満たした団体が「特定適格消費者団体」として認定され、被害回復制度を担っていくことが想定される。
同制度が導入されても、適格消費者団体に対する認知度、信用度が低ければ、制度が活用されない可能性もあり、制度の実効性を確保する上では、適格消費者団体の認知度向上が不可欠。

以上を踏まえ、消費者団体訴訟制度について、より効果的な運用を行うために、シンポジウムの開催及び消費者等からの問合せに対応するための窓口の設置により、制度の普及啓発に努める。

本入札は、北海道、関東、中部、関西、九州の 5 か所で実施され、入札対象業務は、「シンポジウムの開催」「窓口業務の実施」「広報資料の作成」の 3 業務とされています。

また、本入札は、一般競争入札（総合評価落札方式）によって実施され、関東地方の入札・開札（11 月 26 日）では、消費者機構日本がこれを落札いたしました。

委託事業の業務概要

1. 窓口業務の概要

～業務詳細や電話番号は、12 月 19 日（水）、消費者庁よりリリースされる予定です～

(1) 業務内容

- ①. 消費者等からの消費者契約法等の解釈についての問い合わせ対応
- ②. 消費者等からの消費者団体訴訟制度への問い合わせ対応
- ③. 消費者等からの相談への助言、ならびに適切な他機関の紹介

(2) 受託期間

- ①. 平成 24 年 12 月 19 日（水）～平成 25 年 3 月 29 日（金）
- ②. 平日 9：00～17：00（祝日及び 12 月 29 日～1 月 3 日の期間を除く）

(3) 業務体制

法律専門家（弁護士）の支援の下、消費生活コンサルタント等の資格を有する者（基本は 2 名で交代勤務）が業務対応を行う。

2. シンポジウムの開催

～年明け早々に消費者庁&当機構ホームページでご案内しますので、是非、ご参加ください～

- (1) シンポジウム名 「消費者団体訴訟制度のこれまでと、これから」
- (2) 開催日程 平成25年2月27日(水曜日) 13時30分～16時00分
- (3) 開催会場 主婦会館プラザエフ 7階「カトレア」
- (4) 主なプログラム □消費者笑劇場□適格消費者団体活動報告□パネルディスカッション
- (5) 参加費 無料
- (6) 参加予定者数 150名
- (7) 主催 消費者庁

3. 広報活動

以上に関する告知チラシとポスターを作成し、該当地域の行政や消費生活相談センター、消費者団体等にご送付するとともに、在京マスコミ各社にもプレスリリースいたします。併せて、消費者庁ホームページに掲載され、当機構ホームページにリンクを貼りますので、広報活動にご協力の程お願いいたします。

7. 適格消費者団体のホームページより <11月1日～12月11日更新分>

本ニュースレターにおいて、消費者機構日本とその他の適格消費者団体が行っている事業者や業界団体等への申入れ・要請の活動についても、紹介させていただいております。各団体のホームページで、上記の間に公表された情報の見出しとリンク先をご案内しますので、詳細内容に関心のある方は、リンク先にアクセスしてください。

団体名 (ホームページアドレス)	公表情報＝申入れ・要請・公表等の概要 (詳細はリンク先アドレスで確認)
《消費者支援ネット北海道》 http://www.e-hocnet.info/index.php	□11月30日 人身傷害保険の倍額条項についての申入れの結果について公開します！ http://www.e-hocnet.info/detail.php?ct=mi&no=221
《埼玉消費者被害をなくす会》 http://saitama-higainakusukai.or.jp/	□12月3日 病院搬送事業者である(株)全国メンタルケアセンターに対して申入れを行っています。 http://saitama-higainakusukai.or.jp/topics/121203_01.html
《消費者機構日本》 http://www.coj.gr.jp/	□11月9日 留学斡旋事業者の(株)ワールドアベニューに対して提起していた差止請求訴訟の裁判上の和解が成立し、海外留学プログラム契約の取消料が一部改善されました。 http://www.coj.gr.jp/zesei/topic_121107_01.html □12月4日 上野クリニックに対して、ホームページでの包茎治療料金等の表示改善を求めました！ http://www.coj.gr.jp/zesei/topic_121121_01.html □12月11日 株式会社R-VEL<レーベル>での「ネイル依頼やまつ毛エクステンション施術依頼に関する誓約書」の規定が一部改善されました！ http://www.coj.gr.jp/zesei/topic_121206_01.html

<p>《全国消費生活相談員協会》 http://www.zenso.or.jp/index.html</p>	<p>※この期に公表された情報はございません。 これまでの公表情報については、左記のホームページをご覧ください。</p>
<p>《あいち消費者被害防止ネットワーク》 http://www.a-c-net.com/</p>	<p>※この期に公表された情報はございません。 これまでの公表情報については、左記のホームページをご覧ください。</p>
<p>《京都消費者契約ネットワーク》 http://kccn.jp/index.html</p>	<p>□11月20日 京都地裁において、ソフトバンクモバイル(株)に対する解除料条項使用差止請求訴訟の第一審判決が出ました。KCCNでは、この判決が、①解約後の逸失利益を損害とする不当なものであること、②逸失利益の計算方法が不当に高額となっていること、などを理由として控訴をする予定です。 http://kccn.jp/torikumi3.html</p>
<p>《消費者支援機構関西》 http://www.kc-s.or.jp/</p>	<p>□11月12日 賃貸住宅会社：(株)明来のいわゆる「追い出し」契約条項等の差止請求訴訟の判決があり、後見開始・補佐開始に係る解除条項の差止請求は認められましたが、それ以外の全ての差止請求を棄却しました。 http://www.kc-s.or.jp/detail.php?n_id=10000320 □12月3日 通貨選択型投資信託を運用する会社15社より申入れに対しての回答を受領 http://www.kc-s.or.jp/detail.php?n_id=10000326</p>
<p>《ひょうご消費者ネット》 http://hyogo-c-net.com/</p>	<p>※この期に公表された情報はございません。 これまでの公表情報については、左記のホームページをご覧ください。</p>
<p>《消費者ネット広島》 http://www.shohinet-h.or.jp/</p>	<p>※この期に公表された情報はございません。 これまでの公表情報については、左記のホームページをご覧ください。</p>
<p>《消費者支援機構福岡》 http://www.cso-fukuoka.net/</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>消費者支援機構福岡が11月13日付で適格消費者団体に認定されました。これで全国の適格消費者団体は11団体になりました。これまでの公表情報は左記のホームページをご覧ください。</p> </div>
<p>《大分県消費者問題ネットワーク》 http://oita-shohisyanet.jp/</p>	<p>※この期に公表された情報はございません。 これまでの公表情報については、左記のホームページをご覧ください。</p>

(以上)